

フロン類回収業者の皆さまへ

# ボンベは検査期限が切れる前に 再検査を受けてください



**検査期限が切れたボンベへの充填は  
「高圧ガス保安法違反」です。**

<ステップ1> 継目の有無	<ステップ2> ボンベの種類	<検査期間>
継目あり	TP3.0M以下かつV25以下	6年ごと
	上記以外	5年ごと
	製造から20年経過 かつV25以上	2年ごと
継目なし		5年ごと

※検査期限の前月末までに検査を完了させてください。  
(例) 検査期限が2012年8月の場合、2012年7月末までに検査を受ける

継目の有無

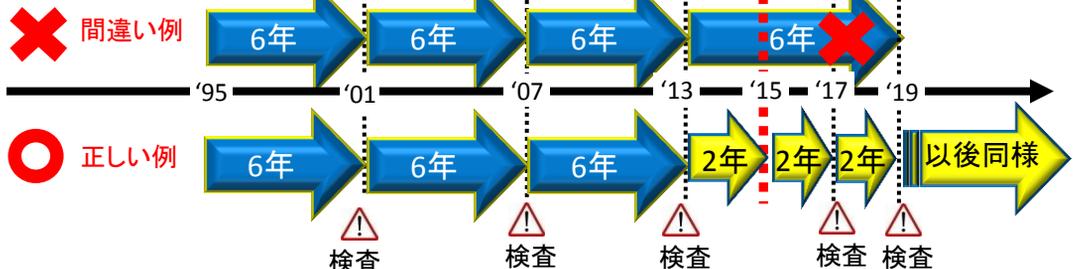
耐圧試験圧力 (Mpa)  
(3.0M、4.0M、5.0M)

製造年月または検査年月

製造年月：2006年8月  
検査期限：2012年8月

## 製造から20年を経過したボンベの注意点

製造から20年を経過したボンベが増えています。  
20年を経過したボンベは、2年ごとの検査が必要です。



ボンベが満タンになっていない場合には?

再検査を受ける場合は、満タンになっていなくても指定引取場所へ引き渡してください。

自動車再資源化協力機構 (自再協)  
TEL: 03-5405-6150 / E-mail: info@jarp.org